

3. 前項の措置が完了するまでの過渡期においては、国際協力などによる昭和基地再開の可能性を検討し、基地閉鎖期間をなるべく短縮すること。
4. でき得れば、1964～65年の太陽極小期国際観測年(IQSY)に協力できるように基地再開を図ること。

(理由)

過ぎる国際地球観測年における重要計画としてとりあげられた南極地域における国際協同観測には、わが国も昭和30年に2ヶ年計画をもつて参加を決定し、昭和31年以来、数次にわたる延長を重ねつゝ昨年度までに6次に亘つて観測隊を送り、昭和基地における4度の越冬観測を行なつて来たのであるが、去る2月8日、昭和基地閉鎖により、観測は中止されて今日に及んでいる。

しかしながら、IGY以来の成果によつて、南極観測の学術的意義は一層鮮明となり、地球物理学をはじめ、あらゆる自然科学の分野について南極観測の重要性は広く認識されるに至っている。

そのため、各国は南極地域における科学的活動を益々強化する方向に進んでおり、国際協同観測の体制は、今後なお長年月にわたり継続される趨勢である。また、IGYの成果をさらに価値あらしめるべく、きたる1964～65年の太陽活動極小期を期して、IQSY計画が樹立され、世界的な観測網の再展開が行なわれようとしているが、こゝでも南極観測は重要な地位を占めるものであつて、各国の協力がとくに要請されている。さらにまた、わが国が加盟国の一つであり、その成立に当つて積極的な役割を持つた南極条約が、昨年7月に発効したことによつて、わが国は南極観測について、国際道義上の新たな責任を負うことになつたのである。

これらの事情に照らし、わが国の南極地域観測事業が今年をもつて中止され、将来の方針が未だ決定されていない状態にあることは、学問的損失の点からみて甚だ惜しまれるのみならず、世界の学界に対するわが国の信用にも関する問題と思われる。昨年10月、ニュージーランドにおける第5回SCAR会議においては、昭和基地の閉鎖について、各国が至大の関心を寄せ、その再開を強く要望する勧告が採択されている。

本会議は、昭和30年以来、数次にわたり、南極地域観測の実施、暫定的継続、あるいは将来の恒久的研究体制などについて、勧告又は要望を行なつて来たのであるが、上述の如き事情に鑑み、こゝに新たな観点から、南極地域観測が継続的に実施されるよう希望する。

5-42

庶発第332号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

人文・社会科学振興のために、人文・社会科学総合研究機関の設置について(勧告)

標記のことについて、本会議第36回総会の議を経て、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、すでに第33回総会の決議を経て、わが国人文・社会科学の振興について政府に勧告を行つた(昭和36年5月15日付)が、その後同勧告、第5項総合研究施設の設置について、検討をつづけ、一つの構想を得たので、その趣旨を添え、改めて人文・社会科学総合研究機関の設置

の促進について政府に勧告するものである。

なお、同機関の設置に関連して、次の諸事項について、特に留意されたい。

1. 日本学術会議は、人文・社会科学振興方策を次の3段階にわけて実施することが妥当であると考  
える。

第1段階 人文・社会科学研究体制の現状の整備・充実

第2段階 人文・社会科学総合研究機関の設置

第3段階 資料センターの設置

重要部門における共同研究所の設置

2. 別添案については、今後共検討をつづけ、必要に応じ更に具体案として政府に勧告する用意があ  
る。

(理由)

いま自然科学の諸部門がめざましい進歩をしめつつあるとき、人文・社会科学の急速な発展を実現  
して、自然および人文・社会科学両部門の調和のとれた進歩を促進することは、ただに、人文・社会  
科学諸部門の専門家のみでなく、科学者全体の念願である。かくしてはじめて科学と技術を全面的に  
向上させ、それらの成果を社会の福祉に役立てることができるからである。

人文・社会科学の進歩は、これら、諸部門の研究にたずさわる学者の直接の責任であるが、その努  
力を成果あらしめるためには、人文・社会科学の進歩を促進する全面的計画がたてられ、それにもと  
づいた措置が講じられなければならない。

本会議は既に第33回総回の決議を経て、「人文・社会科学の振興について」(昭和36年5月  
17日付)勧告を政府に行つたが、その第2段階の措置として同勧告第5項(注1)に提起された、  
総合研究施設について一つの構想を得たので、その案を添えてこの機関の設置促進を政府に勧告する  
ものである。

この機関の現在の文部省科学研究費、総合研究助成と異なる点は次の諸点にある。

1) 研究費の額がいちじるしく巨額であること。

2) 研究者は研究期間中、その所定研究題目に十分に専念できること。

そのためには、研究参加者の本務の免除、あるいは軽減の具体制度が確立されなければなら  
ない。

3) 継続的、系統的な研究を遂行するものであること。

4) 研究課題は、現実に研究がはじめられており、その成果がひろく期待されているもので、在  
来の独立の研究機関で遂行することのできないものであること。

5) 研究は、学会を基礎とした全国的な総合研究であること。主任研究員、研究参加者の推せん  
についても、又研究の運営についても充分学会との協力によつて行われることが望ましく、こ  
の総合研究機関が効果的に運営されるか否かは、人文・社会科学者の連絡、協力に関し学会が  
整備されているか否かにかかるところが大きい。

なお、反面このような総合研究機関の設置により学会の整備が促進されることも期待される。

(注 1)

5. 総合研究施設の設置

人文・社会科学の振興のためには、文献および資料センター、総合人文・社会科学図書館、総合人文・社会科学研究所を含む総合研究施設が必要である。その設置を要望するが、その計画立案および設置については日本学会議の意見にそわりたい。

(別添)

#### 人文・社会科学総合研究機関の構想

1. 機関の性格
  - a 本機関は特殊法人として、経費は国および民間の支出による。
2. 機関の運営
  - a 本機関の運営は理事会が行なう。
    - 1) 理事会は研究の課題、研究の期間、および主任研究員を定める。
    - 2) 理事の過半数は日本学会議が推薦する。
  - b 理事会に諮問委員会をおく。
    - 1) 委員会は日本学会議の推薦する学会代表によつて構成される。
    - 2) 理事会は研究題目の決定について諮問委員会の意見をきき、研究員の推薦を諮問委員会にもとめねばならない。
3. 機関の予算  
経常費において年間10億円程度、研究課題の数は15～30とする。
4. 研究の方式
  - a 本機関は「姿なき研究所」の性格をもち、研究の実施は主任研究員の任地においてする。研究が行なわれる場所を分室とする。
  - b 主任研究者のもとに広く研究参加者があつめられるために、流動研究員のシステムをとる。
  - c 外国の研究者の参加の道をひろくため、客員研究者の制度をとる。
  - d 研究には一定の期間をかぎる。(2～4年)
  - e 研究成果はこれを公刊する。

5-43

庶発第334号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学会議会長 和 達 清 夫

民間学術研究機関の助成について(勧告)

標記のことについて、本会議第36回総回の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

民間学術研究機関が科学研究上もつている特殊性の重要性に鑑み、政府は現在行なつている民間学術研究機関に対する助成補助金の予算を増加する必要がある。ただし、その際、助成対象としての適格性の審査も一層厳密にすべきである。

(理由)

国立私立の学術研究機関が、それぞれもつている特色を生かして、科学研究に寄与できるよう措置することは、学術体制として重要な課題である。

(1) 昭和26年に公布された「民間学術研究機関の助成に関する法律」は、わが国近代の学術、文化、